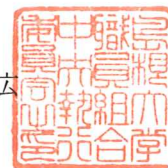


平成30年8月7日

国立大学法人島根大学
学長 服部泰直 殿

島根大学職員組合
中央執行委員長 小林和広



ハラスメント事案の取り扱いに関する要望書

島根大学における教育・研究・医療の充実・発展と、教職員の労働条件改善に関して、職員組合とともに取り組んでいこうとする、貴職のこれまでの努力に対し、心から敬意を表します。

国立大学法人島根大学ハラスメントの防止等に関する規程（特に、第1条：すべての構成員の人権がひとしく尊重される環境づくり、第2条：就労環境の保証）、および島根大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン（特に、7-（5）ハラスメント調査委員会は、速やかに調査を行い、遅くとも6ヵ月以内にその結果を明らかにするものとし、調査結果を対策委員会に報告します。）に鑑み、下記の3点を要望いたします。

記

【本要望書の経緯】

平成30年7月31日、本学教員より組合に対して「ハラスメント案件に関して大学がその処理に2年以上の時間を要したこと」、「復職後の職務遂行に不安および困難を抱かせる文書（添付）が学部部局から学外宛に配信されたこと」に関して多大な精神的なストレスを感じているとの相談がありました。

【職員組合からの要望事項】

1. 休職・停職等の理由により長期にわたり出勤しない教職員に対して、出勤しない期間および復職後において、当該教職員の復職後の円滑な業務遂行を妨げる行為を禁止する方針を学内に周知徹底すること。
2. 復職した教職員が所属する部局長は、当該教職員の円滑な業務復帰を実現するための支援を行い、また構成員は同実現のための就労環境整備に努めること。
3. ハラスメント調査委員会は、調査着手後6ヵ月以内にその結論を明らかにすること。

なお、相談者は10月1日付けの復職予定のため、1および2につきまして、大学の検討結果のご回答を9月14日までをお願い致します。

以上